93類 武器及び銃砲弾並びにこれらの 部分品及び附属品

狩猟用銃弾、スポーツ用の散弾銃、 拳銃、鉛を詰めた護身用のつえ

> スポーツ用の散弾銃 狩猟用のライフル 拳銃



刀剣

手榴弾

93 類

武器及び銃砲弾並びにこれらの 部分品及び附属品

重要な部・類の注

≪第93類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の注 の規定≫

【注】

- 1 この類には、次の物品を含まない。
- (a) 第36類の物品(例えば、火管、雷管及び信号せん光筒)
- (b) 第 15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品 (第 15 部参照) 及びプラスチック製のこれに類する物品 (第 39 類参照)
- (c) 装甲車両(第87.10項参照)
- (d) 武器とともに使用するのに適する望遠照準器その他の光学機器 (第90類参照。火器に装備したもの及び装備する火器とともに提示 するものを除く。)
- (e) 弓、矢、フェンシング用剣及びがん具(第95類参照)
- (f) 収集品及びこつとう (第 97.05 項及び第 97.06 項参照)
- 2 第93.06 項の部分品には、第85.26 項の無線機器及びレーダーを含まない。

出題例

【問題】 次のうち正しい記述はどれか。

- ①鉛を詰めた護身用のつえ、剣道用木刀は、どちらも第 93 類に分類 される。
- ②爆薬、手榴弾、武器用望遠照準器は、いずれも第93類に分類される。
- ③拳銃、スポーツ用の散弾銃は、どちらも第93類に分類される。

93 類

武器及び銃砲弾並びにこれらの 部分品及び附属品

解答

【問題】 次のうち正しい記述はどれか。

- ①鉛を詰めた護身用のつえ、剣道用木刀は、どちらも第93類に分類される。
- ②爆薬、手榴弾、武器用望遠照準器は、いずれも第 93 類に分類される。
- ③拳銃、スポーツ用の散弾銃は、どちらも第93類に分類される。

【解答】 ③

- ①鉛を詰めた護身用のつえは第93類に分類されるが、剣道用木刀は第95類(がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品)に分類される(第93類注1(e)参照)。
- ②手榴弾は第93類に分類されるが、爆薬は第36類(火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料)、武器用望遠照準器は第90類(光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品)にそれぞれ分類される(第93類注1(a)(d)参照)。